

## 江東区地域自立支援協議会 個人情報の取扱いに関する規定

平成 21 年 10 月 30 日

### 第1（目的）

江東区地域自立支援協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第8条で規定する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

### 第2（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）及び協議会設置要綱第7条に基づく部会（以下「部会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び情報セキュリティポリシーに基づき、協議会及び 専門部会の運営に当たり個人情報の取扱いに関する規定を遵守しなければならない。

### 第3（守秘義務）

協議会委員及び部会構成員等（以下「委員等」という。）は、協議会及び部会の運営により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協議会委員委嘱期間満了後又は部会構成員等期間満了後も同様とする。

2 委員等は区長に対して、秘密保持に関する承諾書を提出しなければならない。

### 第4（個人情報の管理）

委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理が可能な保管室で厳重に個人情報を管理すること。
- (2) 協議会会長、部会部会長又は江東区長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に協議会会長、部会部会長又は区長の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行なう場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の

漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業をしないこと。また、使用するパソコンには、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 協議会及び部会は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

## 第5（受渡し）

協議会会長及び部会部会長は、委員等に対し個人情報の受渡しを行なった際は、速やかに区長に報告をするものとする。

## 第6（個人情報の返還又は廃棄）

委員等は、協議会委員委嘱期間満了又は部会構成員期間満了時に、協議会及び専門部会の運営において利用する個人情報について、区長の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報の返還、消去又は廃棄に際し、協議会会長、部会部会長又は区長より立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体について当該個人情報を判読不能とするのに必要な措置を講じなければならない。

## 第7（定期報告及び緊急時報告）

委員等は、区長から個人情報の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに区長に対し報告しなければならない。

## 第8（事故時の対応）

委員等は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに協議会会長及び区長に対して、当該個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、区長の指示に従わなければならない。

2 区長は、協議会及び部会の運営に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて、当該事故に関する情報を公開することができる。